

都市ガス製造所等非常用自家発電設備導入等 支援事業費補助金利用促進事業費補助金

電力供給が長時間喪失した状況にも、対応可能な非常用自家発電設備及び付帯設備を設置する都市ガス製造所、又は導管受入事業所の非常用自家発電設備導入等支援事業の実施に要する経費のうち、要件に適合する設備を設置する事業者に対し、その設備の新設・増設・更新・改造に要する経費の一部を補助するものです。

対象事業者

ガス事業法により規定されるガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者

公募期間

令和2年4月13日（月） ～ 令和2年5月29日（金）

※ 補助金交付申請書の受付を先着順に行うものとし、募集期間内であっても補助金申込額の予算の範囲を超えた日をもって申込みの受付を停止し、予算の範囲を超えた日以降に到着した申込書は受け付けません。

補助率

- ① 中小企業者（みなし大企業を除く）または、会社法上の会社以外の法人：2/3 以内
② 上記以外のもの：1/2 以内

補助金上限額

上記①の事業者：2.0千万円／1補助事業
上記②の事業者：1.5千万円／1補助事業

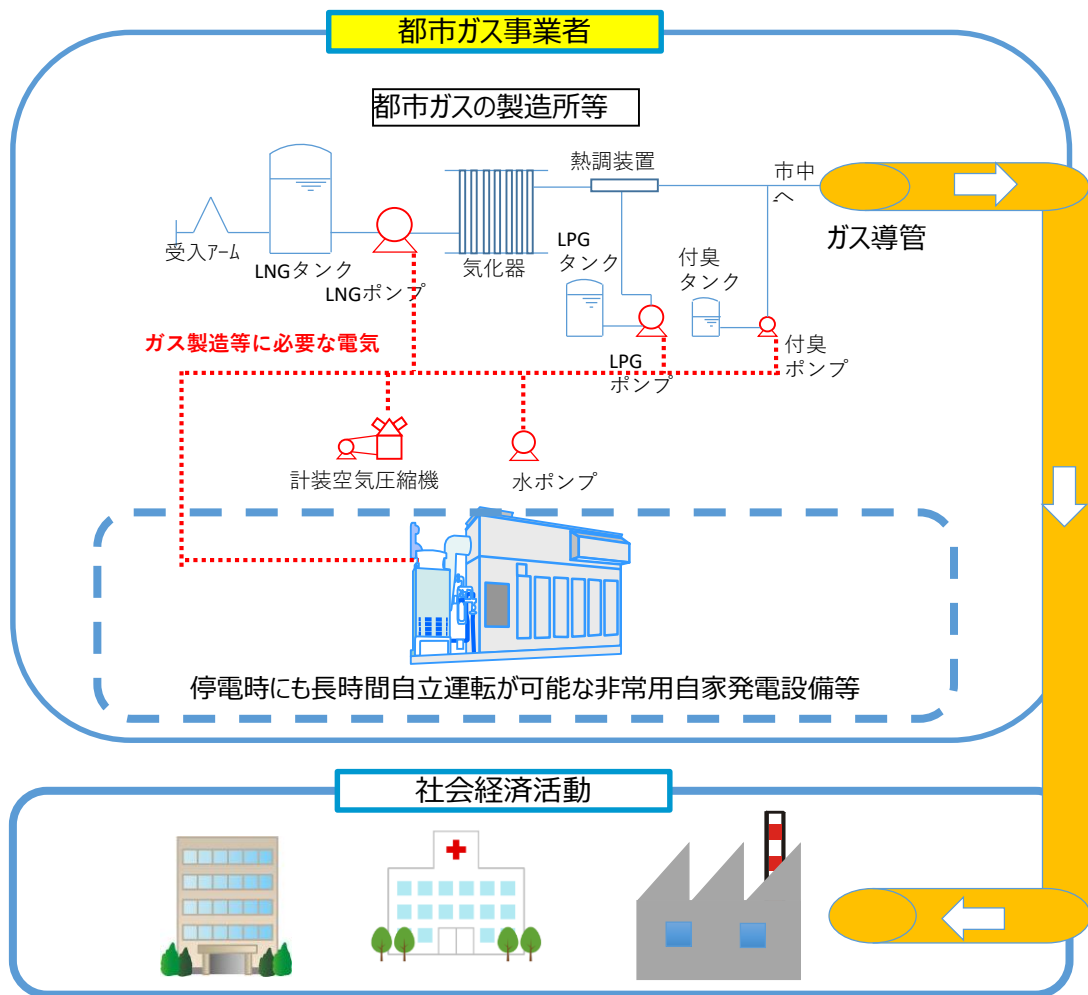
スケジュール

公募開始	4月13日	事業開始	交付決定日以降
公募締切	5月29日	事業完了 (実績報告書提出)	事業完了後30日以内または 令和3年2月26日のいずれか早い日まで
交付決定	7月上旬頃	補助金交付	確定検査後

一般社団法人 都市ガス振興センター

詳しくは、ホームページ <http://www.gasproc.or.jp> をご覧ください。





都市ガス製造所、又は導管等で原料ガスを受入、熱量調整・付臭等を行い他者にガスを供給する導管受入事業所に設置する設備であって以下①～③の要件を全て満たすこと。

ただし、現状において以下の要件を既に全て満たしている事業者は、申請の対象とはしない。

- ① 非常用自家発電設備は、ブラックアウトスタートとする。
- ② 非常用自家発電設備の能力は、事業者の平成29年4月1日より平成30年3月31日の間における、1時間あたりの最大都市ガス製造量（導管受入事業所にあっては供給量）実績の1/3以上を満たすために必要な電力を確保すること。
- ③ 電力喪失時における都市ガス供給継続能力は、平成29年度における、1日あたりの最大供給量実績の1/3以上を少なくとも3日間供給継続できる能力であること。

一般社団法人 都市ガス振興センター

〒105-0004 東京都港区新橋3-7-9 川辺ビル5階

TEL: 03-6435-7692 FAX: 03-3591-8110

【受付時間】 [月～金] 9:00～17:20 (12:00～13:00を除く) (祝祭日・5/1・12/29～1/4を除く)

